

「実験系廃液・廃棄物管理手引き」の改定について

この度「実験系廃液・廃棄物管理手引き」を改定し、「実験系廃棄物類管理手引き」を作成した。
令和2年度4月より、「実験系廃棄物類管理手引き」に準じた分別等に変更を願います。

主要な改定点

- ・今回の改定案の内容を踏まえ、新版とした。
- ・実験系廃液の区分に関して、「④他、有害物含有」の対象物質として、ホウ素及びフッ素を除外した。
- ・実験系廃液分別表を実験系廃棄物分別表に合わせ、横向きに変更した。
- ・水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設に関する管理要領に関して、「使用の方法について」に定める作業の方法を記載した。
- ・実験系廃棄物の搬出票に関して、3種類を1つにまとめた。また、重量・本数の記入欄を削除し、施設企画課担当者による確認欄を追加した。
- ・これまでの手引きを詳細版として、分別表、搬出フロー及び搬出票の記入例を抜粋した簡易版を作成した。